



製鉄所一部

414
A3024
1

日本海軍用之製造物不達規則

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

天
574

有るに迷る所の條も日本在留之佛蘭西
ミニドルモツシウルランロセスの請ふより返す徳む
る所あり

日本政府及び佛國使臣級とよみ合簿せし
事を其基本として之を合集せしものをもとめ
規則とせしむるは横江松濱の測量圖

神奈川 氏部自

及ハ製造不規正圖を添申

才一五建方仕方

才二伍ノ横濱ニ五建方ノ機械不規則

才三四五七 横濱製港製者造所規則

才八 諸五建方ノ順序

前記ノ書

方今大君政府不持一ある機械を添五建方
高倉者ト一は伍ノ機械所を高倉ノ買入者

一 船を所路を走る一は且修職の稽古職人を
教導するも船のなり一是を海軍に委し修職
せしもの及ハ機械方人より五建方を以て
均等一を不修職人より一して可成備り
海軍は是を周旋するを要の次是を修り
建るもの修めを現在に在る父の法船のカレン修
復せしもの修るも一は但是を一年に修めしは
宜敷せしむる也一を不用ししてわがも修め

ドルラルを要し且是亦の度之を以て多なる所
取る人其多きをうぬを以て一者極く人を以て
當國小ありて其難一永久に製造場を
おくとし修船場を所を要する急は多し一
時或了の修船場を又あるとて多きを以て
この一永久に築営を設けん者も修船場
に多し之を又修船場を以て一は多し事
時及ひの用のため修船場を以て一は多し

右の通り永建するべきを造船工場に於てハ
タルに平面を要す一は去サ九百メートル
ナールと名する時を以て一は海軍製造場
諸用を以て所を備ふ事を以て一は
此外借地を設け多量な事一は必用なり
右の建之人を以て歐羅巴人の日本人
或人なりは事を以て造船場を以て一は
横濱より南に當り金澤より一は海軍小

よりて東江魚イサの湾に英吉利刑イギリスの地

國小名を記載せしむとも日本より横濱ヨコハマと高知

所よりてマルニ岬マルニシとポーター港ポーターなる所あり

此港の廣さ百メートル長さ千メートル水底

概ナールより概ナールと深さあり小島對岸

港口廣三百メートル小島也

東南に向い深さ六メートルを過して湾狀長く

傍より出る小流を引よ鄰湾小接連を此処

長さ千メートル廣さ二百メートル地ありて是を隔つ

此間の地狀便利の地を此等地方中科給

を以て志す也一平地より製造所を築建るなり

十分なる一此処大川を隔て人家を隔るこ

水涯を以て河小一と名を築も傍より住居を

家屋を今ある此れお家此傍及び此處に

急なるぬ山陰に所建魚一山流のぬを引よ

是より升戸式にて交流申す時名銘を以て用水

十方取多一

海岸築立及び汽船場を以て建てるもの難易は
 地質を知んべしと云ふ事一見しと取ると云
 際占宜の難一決建築方より重大なる留置
 して古蔵の事一石床或石床原一柏枝を均る
 の難事あり是方一急務なり取之外
 たる岸方の際を能く論定する事一又要
 機械買入方汽船場及び家屋を以て建てるは方

枝木金銀族の用意

一 既程已職人の教

一 日本人の教

一 規則のほう

才一二の材を省き其を成さんとの智族
 所を以て建てるは汽船場を築立原
 才二の汽船場を以て建てる智造機
 下の方より汽船場及び新築するは運

取裁る格小いなる付多少同く之を以て
六枚葉トルニルニ向學ん可事成遂るへ

規則

製造所所長にシテニ事ある時ニ神奈川

其製所不致酒中應有及以五處方并法用

其製所不致酒中應有及以五處方并法用

右其長より三ヶ月毎小葉立之指指を并埃

三ヶ月一用金言る凡務り之云雨を有出以へ

業職之指指治復之支年中其為ホの支を

支之支を有唯同人を人小あるこ

布文信三ヶ月
大用金言る凡
務未定中
の者言ホ
子在中
候之
日本後人
上五枚

本文を七
ゼニール日本
有洋務
五種をへ

屋斗方之既使方形る日本役人より出
御定云へ各を記すへ一日花座の出入を記
日本役人及び二書イニゼニールの中
立以て買
束をへるおる此を記す調を去イニゼニール
洋議より去るを記すへ
諸會計簿を不詳由得るを記すへ
諸花座出入簿を記す日本籍を記すへ
橋本より諸御定を記す已職人記す

増頁

右資料三百五十一

神奈川民部省

是の昔古職人記すを調する
規則御定より去るを記す
一

佛蘭西人之人数

出資造示附之佛蘭西人
之の機械方式等イニゼニール人
イニゼニール人
圓引所機械建築イニゼニール人

インゼニールに極む

病人を横濱之医師に療用を交へしむれば
しむる故に海軍之病院へ入る極むるは
元て方々に好むる起り病者も皆を佐料を
五揚魚一俵等の刻限に修補小魚等の
支起り一俵并甚く破損あるとこの分ち
十時を限る魚

職人等并職人階を長中よりして名

日本役人の命を少くするは

佛蘭西人と土人との争論并法律と習俗
は例之礼を失し或る製造品の規則も違ふ
者を首長のインゼニールに折入る日本役人
お儀して其を決定むるは其損害あるは
みする料に所法もあふるといふ條約も他は
横濱にあるコンニール館へ申立裁断を請ふ
魚一酋長インゼニールを切り取る命に料を

本みる料ホ
極むる首長
インゼニール
に折入る
日本役人

五の分の給料を減するものなり
 給料を減す一尋イニゼニール一月四百トル
 職人階百五トル職人七五トルなりと言ふ
 人々業家の巧拙より減加するとも年刻小
 るものなり一且其建中働の方出精者ハ
 褒美ハ一一刻の言を極きなり
 有之階職人佛業西出方業十分位成熟を
 善出キ一と云フニヶ月分の給料を五割ハ

本文給料減加之
 俵文日本書友
 評議と云云極
 右

有之初六ヶ月一年給料を半言のり
 引極一

約定をね但日文言より首長イニゼニール業士
 地之役人立寄り職人及び職人亦日本政
 府の理事及ハ私習也一横濱島着之上左
 法職人其外ともコンニエル館の事約定を官成
 各を枚の善出キ一且右約定を通シハ
 事と分儀論あるコニシテ職役人取出

裁制人

日本人の人数

製造所掛の日本役人の人数はたゞ

一

船の乗組員

船の乗組員

船庫出入積方者

諸職人の配給料亦多積方者

本文日本職人
及之を以て
職人給料格
加之は日本
七名と評致
一五極む

有るに我主と此の役務向を認るり由

根拠は是る文々下役を以て之由一昔前年

是より日本政府現令所者中

者之内人撰出に職人をして

その中より其建候より一其給料を

極むるに其候ニ等しいニセニル

分の余元は増加するを得へ

を以て建候給料の多きを以て

日本役人職人を遣ふよむて御文を長く候ふ
様いふに御一人外御出候はれ御建の御用
事いふに御候御引候御候りたる御障を
為さる御候り

職人等已り業事家の事いふに御候御已人等
の御候りいふに御候り御候り御候り御候り
首長いふに御候り及い日本役人と双方御候り
上御候り御候り御候り御候り御候り御候り

木の御候り大御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り

日本役人御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り
御候り御候り御候り御候り御候り御候り御候り

既形り又た二書イニゼニールハ告知人一其
罰方を以て長イニゼニールを以て九月の一日
造局事務の一日西政府當局所回を所を
取建局一其當を以て並に均ふを以て長イ
中出へ一イニゼニールの積蓄人を教育せんとの
日本西政府方以て若くは選挙一其今
る於て内通年既なる其小初学一其今
諸職より学得るを積蓄人へ一其教育方を

イニゼニール勅められ暇ありて十分よるに
右同様なる職人の内を既經已職人既
選み是を職人既れ職業とする一其へ
け職人亦於て内を機械所より佛を以て
製圖の積蓄人を以て能る佛業の海軍に
ある諸職工の学校に於て一
佛蘭西より買來むる物品
買來むる物品を以て造船場を以て建てるに用

那る機械及び海軍に用ひる大小
通るや一且五百馬力の蒸気機械を製
し物も十分那る其を以て現今日本に
容易小均のこも才要那る物も之を
其半ふこの日本政府の理事友佛業西
北越く由一

日本政府佛のミニストル附きの好む才友を政
府のよめゆる程程とつる由一

才一右佐方也ハミニストル一號を以て
才ニ海軍方ハインゼニール人の海軍製造
不承建の才を以てる事

才三右ハインゼニール人にして使ふ者も不承
那り又もその内蔵人那る傷蘭人の海軍不承
人那る事を以てる事

那る海軍の才を以てる事
是れを以てる事

中出る右様の原を各調へ調へたる字を
面一

右様機造製の好思年々其方日本海村
々等々を以て職人内にて職人等と云ふ
けるを法用を達し者たるは其内内一
纏め少少一人船積運送及い請願を以
面一右様機積の方及い出帆の期長を長
イニゼニール字を面一に成すは其初め

右様機積を以て建てる物あるは遠く
是を積るる初め職人を集めては一角の
大凡積りたる通

- 一 機械所之為 六板方フランク
- 一 同各種 七板方フランク
- 一 家屋并建築之為 八板方フランク
- 一 傳力機械 九板方フランク
- 一 諸之建之物等 三板方フランク

一 運送賃

五拾方フランク

一 旅費

拾方フランク

一 米百石取茶フランク

此トルラル九三拾七方トルラル

尤右等の内諸島の價守を配り多の必定
の事ありあふさるを素あり明し

日本におありの諸島費

是より日本におありの物及以建方石五

地理立を外地を穿る事の事なり

日本政府諸建築小費用なる者及以土地小
産を有る者小海軍亦建しその用ゆべき

物及以能く告知する事を急ぐべし

時宜しうして製造所の者をきたしその産を

るを交へりしむるをせしむべし尤右他へ

あるときし首長インゼニールの差を交へし

上取しし出来し籍く同人ありその事を

ラルを要し職子一子当分の物や泥石最
 初き々年々三月五方トルニルと凡の同付小製
 造所の地面をもち一家屋二機織小二変
 を建物を入ま人を住居せむ日本
 役人港内測量圖を造り造一日々年々三月
 石堅カラント石千メートル六方石の青石ガレット
 石子メートル六方石灰石千メートル六方
 ブーツレン大炭三子メートル六方石炭千メートル

六方の約空を極む一六の用意の示
 極まる一上り佛國へ趣一変を命ずる
 役人日本を奉命一七の月日留まる一
 首長イニゼニール一島のマルセルル出迎い同人
 をツローン港へ案内同交り同人本國より
 是より一建屋を供方考熱院を解き一
 彼を伴ひ巴黎斯へ行き佛政府へ手使命を
 通す一はイニゼニールの周旋を任せ同人

巴黎斯之街を設け此より二番イニゼニル其人
 并此方の方の深更を求め是系の者を直に初向
 五掛る處一^園本園を製一^園約室をを極むへ
 十月に必室破人^園内を為糸阻建築の法具を
 積のせ一^園初を被をは出は事一^園を得る一
 建築方二等一^園ゼニルをを積る多の卸初小
 業より後及る一^園同人核機下の切り阻修初
 坊の石積木一^園事の中掛一^園産并^園居屋木を建

海

日本^海の船隻友を子に百六十五年十二月半
 必^海に出入る事を得る一^海子に百六十年
 三月後に来る人^海物不^海知^海と^海より首長
 ゼニル子に百六十七年の初^海一^海総て^海水^海の^海製
 造^海又の^海建^海方^海に^海掛^海る^海一^海を^海方^海一の^海機^海械^海一^海所^海を
 一^海面^海立^海に^海方^海一の^海修^海初^海坊^海を^海築^海立^海一^海と^海一^海多^海重^海なる
 修^海復^海并^海要^海用^海ち^海る^海製^海造^海を^海始^海む^海る^海と^海る^海支^海

ものるへ

子二百字九手修和揚大之方能成ノ様
原製製造所金鑄ノ実用を為る迄
日本海軍の法用を為るへ

朱ある補ふやうな夜月日横候

裁知不ありそ長ウエニ一筆小初第カ亦服

洋々上西及一筆

製鉄所約定書

今般權相突港は佛業西國之因旋小依テ製鉄所を
永建ル旨公使^商締結セシ文上等巻紙友ウエニ一最也
其技小長一あるをその薦揚をまきアトニラ一に存候を
以テ上候より右ウエニ一を已味券同主候一之小依テ
示候の多め約すの如の各目左之趣
製鉄所を所修和揚大小試テ不造和揚ニテ不氏候
乃不後入職人昇之役所共小四ヶ年テ一了候成之奉

一 樺太東灣地敷地中海岸トウ見灣小似方小依り
製鉄所と共地力小水建ある擇或小似大概樺
四百五拾五畝二百五之地洋を以て、水建る事

一 製鉄所地敷送取之ニ向、水建決り用共計九百一十
二丁五丁ニ九拾合四年式百四拾丁トルル、水建成之事

但津業西政府と約定去相存ハキ、右之字力トル
ラレ、水建置之於四年、之る年、前力トルル
事、支事知、政事

右、ある政府之允准を経て、公使おのこを其寺藏藏
方ウ丑ニ一、委任と命とらき我ホ於、小島定幸以松平
對る事、軍艦奉行市下薩喜日月山口船向、事、栗中
瀬、高、兼、海、船、伊、賀、事、小、事、其、水、投、を、命、一、只、顧
成、印、を、要、す、ら、之、の、ち、れ、を、互、小、我、彼、力、か、之、る、隔、ち、と
怨、望、を、奉、と、一、て、水、建、る、事、の、也

元治二五年四月廿九日

水照和泉吉花押
酒井元洋吉花押

右代り

度察方首長

フ口ラレ

右様河野表より由屏新役中

藏藏方首長

コトトラレ

約定期限子八百六十五年十月十八日分四年

大工殿首長

ノラインク

約定期限子八百六十五年十月一日分四年

約定方書記名
ノルレシ

約定書限子八百六十五年十月十八日分四年

右局に佛人頭及び雇期限約定書を佛出に任職に使節

柴田日向子と製鉄所首長ウラニ一と名判之云云極輕

佛職人之云々ウラニ一と名判之云云

六條半

才ニテ條

一 前不注一多の三日の首長シテエリ之を為るに此を
用ゆる所のらに

才ニテ條

一 船中之諸事を運送する所の之を居るに上は船中
此人も運送用を司り他人に撤減を司るに小蒸氣
船出帆之時は横濱にコレエル銀並中村製鉄所之

諸月を運する多め佛人並人常居居一横濱列着
せむ半又ヶ屋之小蒸波戸橋側に屋泊居居一

才四ヶ條

一 横濱区外中を渡戸橋渡りより小蒸を出さしめ陸
の海河を言島小蒸居一を船中を撤減方人
地より人残居居一

才五ヶ條

一 蒸氣船の壓力ハニアトモヘル蒸氣船の古強む

及のりし

中六條

一 ワートルカラム 各の側 の之中を常小五サキノール成を六
 カシナノール之より小ぬを入置之に一はぬを航海
 中半降毎小十五ミリノールにて減り出さる小依て小
 糸佛人右各人にて是を注意せし

中七條

一 運用方小ぬを出帆並小船中にて備へ出之に用意意之

及のりし

中八條

一 船中の損失之の并船中を船中運用方小ぬを
 中五及一は船中にて手加帳を置置之る右各人
 決めを書め及一

中九條

一 金曜日とも小減減之中を足席ひコトクラへ 佛語をとり
と廢之にの
 中を同のせケートル 常語 内初を掃除さす及一

毎月取中を掃除させ紙を乾かす一其時子口ス

ノリ佛語楯の側小車并の付き楯と云ふ條は以て

子十ヶ條

一は規則書の写集會後小紙出さず一

横領

製鉄水首長

ウエルニ

製鉄水首長

以書寫中ニ口列代ハ雇洋業西人姓名目録之也

一々年期取之延一以者と二年延期之者何又

四人之内陸科場を預け何人ニ場高を計る

各其候年知属所せ一者ハ月俸條に於て満足

此年常之條に於て

其初ハ雇之者之延海園と云ふ者或ハ陸科有

る事と云ふ者又ハ古く是後事件有之海園

と云ふ者ありし所ハ内入を控候に於て

と而活之るの地は建康生切は生年仲の
 以状をてり之の傳言

於

海軍マゼビール
 船長

横濱関子官字九年三月十日

ウエニニ

横濱裁判所

寺崎陶流居

人名	レラスチウク	ピラール	デニエール	ニコラ	マシエ	ミアペー	ポン
職務	大工	帳簿	大工	陰引	器械	糖類	大工
給料	月料百五拾	月百拾	月百拾	月百拾	月百拾	月百拾	月百拾
出納科							
新卒の期限	一年	一年	一年	一年	二年	一年	一年

神奈川 氏部首

出張大藏

コルド子	三本及打殿	同廿年	同廿年
フロック	洞工殿	同廿年	同廿年
ルトロテ	洞工殿	同廿年	同廿年
ミシヨ	洞工殿	同廿年	同廿年
ミエモン	洞工殿	同廿年	同廿年
アヒケチル	洞工殿	同廿年	同廿年
スーデー	洞工殿	同廿年	同廿年
リツシヨ	洞工殿	同廿年	同廿年

コラー	住揚掛殿	同廿年	同廿年
ウエツト	岩瀬方	同廿年	同廿年
イゲル	住揚殿	同廿年	同廿年
メルシエ	島定方目	同廿年	同廿年

是まこの目録書之より
 推定し潤下之に区別し
 為之なり

於橋坂契子分十九年三月十六日
 ウエルニ

目録書ノ流ルル事案也

神奈川県 民部省

明治二年二月十八日

寺内陶花

出張大藏

掃部頭製秩行所規正法建

首長

一年

一 ウエルニ

三万五

一 全才二昇友

六千五百

一 海軍方画師サワテイ

五千

一 建築方首長フコラ

四千八百

一 會計方ノル

三千六百

一 花庫丞持モシゴロフ

二千

神奈川県 民部省

一 破人頭十八人 但為改め次第之
約定を以て之 二万五千三百二十并

一 月佛西より呼寄之者 破人十八人 三万八千并

一 三十三人 法科六万七千三百并

佛堂の呼寄之者 此規之雇入之者九人 佛堂

より日本に航海不用四万并 月中減之法科

千二百八十并

右三品五千二百八十并

割決不奉幣覽^覽察与海陶虎居之元准之法不

於極度契千六百九年四月十日

ウ五九二一

目錄書つ流九段系知也

明治二年三月十日

寺島陶虎居押

一 全殿人 一人 八十并

右八人之経料三月八日迄并

是年迄并也

於横須賀

千八百六十九年四月二十三日

横須賀

寺為陶瓦屋

横須賀製鉄所之条々約定を以て一糸并ニテスケ
君ハ其君ハ口合せらまじし一廉高日中、めりつきとの系
佛に、おのく及めて控入るべき、その、み件たる也なり

日本にありしもの苗年分として六月之場迄料
白の積弗之しとの各競い勵むに其内三九人令
四月朔日各務五倍五年之場迄料を以て七月朔日
之り多分又之増加するらと何とす右に余り
差出たる即此之書面何れお遠之條自ら明る多
新規雇入す之者と別紙決不之工代差をさすは其
帰国するものと引經は佛出出帆也其者之
半迄料佛出常服之日を以て初日とし人々之

迄料を積込契に為着の日より今申す佛出出立
迄料之買物亦之為六月分迄料は最底あり
定初六月の月之格迄料之中より又其後より
右之の雇入定取限之數を二年分りたるは
其を航海の月格より價目是右に有るは最底
一年分復一年とす却る多分と印と差すは外
心算分事り格々そのを皆航海料と日本に有る航海
中を總て半迄料と注ししは半を皆雇入との

尾形五郎下

尾形心齋地

下細五郎下

陸奥新田

一 平澤五郎百五拾九坪九合

内浦海中埋之地也

一 同七子八百拾二坪九合

美保海中埋之地也

一 同六子六百八拾九坪四合

白仙海中埋之地也

一 同三子三子八百九拾三坪

山海灣埋之地也

一 同三子三坪

池見村灣埋之地也

一 同七郎五拾七下

一 年地代令三萬五千六百八拾七下

高島小呂張之地也

内

山及列式五拾五下

横濱村之内
字新分浦

下細五郎下

同字五郎山

上細五郎下

同字八坂

同拾五下

同字大勝

下細五郎下

中里村之内字花山

上細五郎五拾七下

深田村之内字田成

一 同五及九郎下

一 年地代令五五

陸奥新田
字新分浦

建物出年表

一	首長ウエニ一住居二階建	三棟
一	月人廐	月
一	画師サワキ一住居	月
一	月乃附属家	月
一	集會所二階建 <small>月乃附属家三棟</small>	月
一	月建塙	月
一	次之官住居	三棟

一	製鐵所二階建	三棟
一	後人住居	三棟
一	妻子持月所	三棟
一	学校小	三棟
一	塗師所	月
一	飯沼御小	月
一	月建増之	月
一	西院	月

製鉄所

大藏省

一 酒庫

三棟

一 港内測量基

五ヶ所

一 渡取場及舟支店

三棟

此地亦在舊地代合未極

一 佛人小五郎屋

一 日

一 白仙郷設置石垣

三ヶ所

一 湯燒所

一 日

一 内浦石垣埋下

一 日

一 建築方附庫

三棟

一 美加保煉化石鑪之舎

三ヶ所

一 河干場小屋

三棟

一 小学校

一 日

一 石垣繞流石舎

三ヶ所

一 美加保煉化石鑪組立所

三棟別
三ヶ所

一 三橋馬力川蒸氣船

三艘

一 バウテラ船

三艘

横須賀

民部省

一 傳馬船

八股

一 機織場用鉄船

七股

一 十馬力川蒸氣船

七股

一 大之港所

七棟

一 妻子持殿人住居

四

一 美加保右所造之室

七ヶ所

一 役宅

六棟

一 勤番所

八股
二ヶ所

一 且張所

大所
中里
四

一 製鉄所裏門

七ヶ所

一 スケー子几船

七股

一 寄揚物並并所史小屋共

七ヶ所

一 機織場乃船取

七股

一 造取基之居船

七股

高解法五中云

一 土後鉄砵 三 艘

一 十馬力川蒸氣砵 四

一 土後砵 三 艘

一 半馬力川蒸氣砵 三 艘

一 飛治所 三 棟續

一 七ビ製炭所外七廉 四

一 修砵場 三 所

一 蓄兵 造所ポンノ置所 三 棟

一 美加保煉化石焼 三 棟 四

一 内浦鐵械組 三 所 蒸物置所 三 棟 五 棟

一 造取甚 三 所

一製鉄所之役 應元五年九月 御幸之年

九月迄之 落成之 續行之

一揚子江畔 敷七百四千三百五十年坪

此揚子江畔 約法 法人 敷 少之 書所

一表門

四人

一表門

二人

一兵隊之所

五人

一中仕切

四人

一海岸之畜

二人

一三ヶ深之 長海所也

二人

一西没宅 表門

二人

一見張下 大洲

二人

一張書所 深田

四人

一足邊野 中屋

二人

一張書所 坂

四人

一張書所 水ヶ浦

四人

需に應じざるの條人命等々の事は意をなす
幸もは源を察するに及ばずアリソレ代りては及
このお雇いの向度業を果しては山並み期限
より帰國之節其入費をふるを至らざるを文
無き海に今み裁して之を渡し給ふ用
旋のめを右もさ下ハ勿滞エリソレ氏又その
代人とも添せしむる無き事をおめは其
一とある今つは其の由りよりぬる政式とす

及に各回を考はけし由り譯言

及に月ナラ

兵部勅令

河久保忠房

山高たを吏

志村たつ郎

ウエルニ

及下

三人月法七拾五帛ハツサン年辰日如ク
之成考年帛裁之如是又年知一
以固旋之之なる世歴固之如
中々

乙正月十五日

寺崎陶花危押

製鉄所

首長

ウエルニ

長

西子法被抱尼の如き
同ノ倅イボリ一ツト月法七拾五帛
右記之帛付の如き一
後倉庫貯不之調方兼如之
月書記有之後中
右記之帛付の如き一
後倉庫貯不之調方兼如之
月書記有之後中
右記之帛付の如き一
後倉庫貯不之調方兼如之
月書記有之後中

をさすよりル又サント引合之に英と申代り言ふ
るに支と云ふを拙者知る可なり考へ言ふに乃古教
得は意の心

五月十日

寺尾陶新花押

ウエルニ

三

以事代務居之の務を世社給所面以るに或は左田橋
造之さすは井友と申お法中は橋を二つに分ち中
央に凡七十メートル中十二メートル之石柱を築き世社
を両傍に石柱よりガーするなり其名之橋之長
ハ略二十四メートル中ハメートル橋の桁を築き
圓の外に造る事柄も殊に他を橋を木にて
造る如斯くするは殊に久しき又言へば
なるるなら思ふなり三月あて成切の事なるま

しきやを鉄の析と比管接直突して他はばき
のけ析を他の間を三月のわいて好るし
右直を他うと鉄を角少の間を三月のわいて
右直を他うと鉄を角少の間を三月のわいて
析と造り析うと少てメ付ケ鉄籠木の細子を比官
製鉄亦うと造合何のうと右は比官製鉄の
此回を三月のわいては比官製鉄の

上

寺島陶瓦

ウエルニト

タケ

追いつけ社投者出張之席つなかるる進出鉄之
後東京府に團をみるが又橋原造一戸を
河原おまをいれ社投者出張之席つなかるる進出鉄之

製鉄所 大蔵省

モテルワイエ	書元及兼虎 庫之次第	百五十	千八百七十九年 三月九日	元	破之重子及科之 場スハニ
ボアル	方折方兼後 書籍預り	百五十	千八百七十九年 二月一日	全	横濱及之ハニ 横濱之六若ノ上
デスハニム	製國建意	二百		全	改年スルカ又 スハニ及之
デエモン	建意方 人及	百二十	千八百七十九年 三月十一日	全	好人物
キルマン	建意方 人	百二十	全三月十五日	去ル	破スルニ及
レトロウテ	清物師	百二十	全四月一日	去ル	及年スヘレ
ワリスステイ ワリ	大工	百五十	千八百七十九年 三月十五日	元 郵船	全
メウイ	洞知師	百二十	全三月九日	去ル	深千置クハニ

ヒエロト	意概方	百五十	約定ナシ	約定ヲ 元	及年スハニ及
ハレル	清物師	百五十	千八百七十九年 二月九日	二百ト 元	事ノ純也事スル者
マンチ	建意方 人及	百二十五	全三月十五日	元 郵船	全
コンスタン ティン	全洞知 人	百十五	全四月一日	元	身體之建意 元
リクニヤ	建意方 人	百十	全三月九日	郵船	好人物
ポアル	建意方 人	百十	全四月一日	元 郵船	事ノ純也事スル者
エード	建意方 人	百五	全四月十五日	元 郵船	此方之門 スハニ
アテテ	全	百五	全	元 郵船	此方之門 スハニ

横須賀 民部

ソール	四ノキ殿人	九十五	千八百七十年 五月一日	百五十全	事ノ能事ニ者
ロエラ	洞聖殿人	百	全三月廿九日	百四十全 百	精巧ナル殿人
コラ	長藏方殿人	九十	全四月十日	百三十全 席法郵似	全
クレン	全	九十	全四月一日	百二十	全
シアワ	轆轤殿人	九十	全四月一日	百四十全 席法郵似	全
スロー	洞殿人	八十	全三月九日	席法郵似	好殿人
グレイ	大工	八十	全正月十日	百全	凡常ノ者
レブル	濤物殿人	八十五	全四月十日	百二十全 百全	好殿人

製鉄所 大藏

グリッパン	全	八十		全	全
ミシエル	濤物殿人	九十		百五十全 百全	事ノ能事ニ者
フロニエ	洞殿人	八十五		席法郵似	好殿人
カローン	洞殿人	九十	全四月一日	百五十全 席法郵似	事ノ能事ニ者
ミミアン	全	八十五	全	百二十全 百全	好殿人
デニエル	大工	八十五	千八百七十九年 十一月廿五日	百全	好ノ物
ボン	全	七十	千八百七十七年 三月十五日	全	事ノ能事ニ者
エルデニ	カルファール	八十	全三月十五日	全	精巧ナル殿人

横須賀 民部

日本小ありのりとのり年分として六月の場は科
 百五并之ふめ各競を勵む也一其并言九人
 四月期より科と五并一之場は科と之を五月期
 とするふめ又之場は出言と何と一其言人並り差
 出あり或は之書面へのお送之廉自ら出言也一
 新規に雇入之者を別珠小之化之支さる科也
 海言りとのり引経り科佛言り出言也一之者
 之中は科佛言り言事取之口を以て初日一令る科

を後波架は到看の日より會斗す佛言り出言也
 科に實物あ之ふめ之を月分之は科をあらはす最
 初六月の月之るを科には科之中言り之を父科
 名之者雇入き初定期限之或も二年より三
 其後を後海の月佛言り言價目且ハ名之者乃言
 最初一年の海一年と云り印言あ之印を差す
 ちり也一
 出言りま由る形之のハ皆概承知之日中看一

航海中も船中事務科と改称せしむるに由りて船中事務科なる
者其の分より郵船之科一号又ハ其の分より船中事務科
と改称し其價を金考ふるに大凡船中事務科一人月四百
弗ありて船中事務科一人月二百五十弗ありて船中事務科
一人月二百五十弗ありて船中事務科一人月二百五十弗あり

製鉄所内務科之事務科と改称せしむるに由りて船中事務科
と改称し其價を金考ふるに大凡船中事務科一人月四百
弗ありて船中事務科一人月二百五十弗ありて船中事務科
一人月二百五十弗ありて船中事務科一人月二百五十弗あり

差下の中進りあり

中一は是を以て船中事務科と改称せしむるに由りて船中事務科
と改称し其價を金考ふるに大凡船中事務科一人月四百
弗ありて船中事務科一人月二百五十弗ありて船中事務科
一人月二百五十弗ありて船中事務科一人月二百五十弗あり

中二は是を以て船中事務科と改称せしむるに由りて船中事務科
と改称し其價を金考ふるに大凡船中事務科一人月四百
弗ありて船中事務科一人月二百五十弗ありて船中事務科
一人月二百五十弗ありて船中事務科一人月二百五十弗あり

中三は是を以て船中事務科と改称せしむるに由りて船中事務科
と改称し其價を金考ふるに大凡船中事務科一人月四百
弗ありて船中事務科一人月二百五十弗ありて船中事務科
一人月二百五十弗ありて船中事務科一人月二百五十弗あり

その又之を以て一之の或之を代りの以て決意
すり事

其之属、余の所なるを居るの如く思ふが居
用せらるる事と後少津言

これ 何れニ

中四月十四日附之居出状為據凡の如く此の如く
燈の其之並東京小燈の其之の事高なるを
之を以て之

此の如く燈の其之並東京小燈の其之の事高なるを
外損失の如く之を以て之を以て之を以て之を以て
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
等之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
吊告又之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

乃西三ツ也

明治三十二年三月十九日

坂田世幼様迄

横田大参事様

中野大参事様

井ノ内権知縣様

ウエニニ

差下

對合簿

横濱製鐵所製鉄所西雇佛人一月

給料調書

一 洋銀八百三拾三円三拾二セニト

ウエニニ

一 円五百四拾三円六拾六セニト

千ボキ

一 円四百拾六円六拾六セニト

廿バテ

一 円四百円

フロウシ

一 円百五拾円

リホア

一 円三百円

ブルニ

横濱製鐵所 民部省

一 洋銀百五拾五

モシグルヘー

一 同百五拾五

テスバニー

一 同百六拾五

トリーテール

一 同百三拾五

ケルマレー

一 同百七拾五

ジエモン

一 同百六拾五

レスラツキ

一 同百三拾五

マ ン ジ

一 同百八拾五

コスタニテシ

一 同百三拾五

リツシヨニー

一 同百八拾五

ビ ラン

一 同九拾五

ニヤツベ

一 同百八拾五

アシケチール

一 同九拾五

デキール

一 同九拾五

シシヨ

一 同九拾五

ベリブ

一 同百五

ジヨフレ

一 洋浪白布

コ ラ ス

一 月九括布

バスチアス

一 月八括布

スーテ

一 月七括布

コトルト子

一 月九括布

マルタ

一 月七括布

ホ

一 月六括布

リニシヤニ

一 月五括布

フロボ

一 月八括布

カビテ

一 月八括布

ハーベ

一 月五括布

ジラ

一 月八括布

ロカ

一 月七括布

ユハテ

一 月八括布

サバチ

一 月五括布

ウエ

一 月五括布

サ

一 洋銀九拾五并

ノークル

令
ノ教ニ格九人

洋銀六千三百四拾五并六拾五セコト

右之通

年三月

以雇佛人 掃部政一 署

バカン

タヒス

ノライニク

ゴウトラシ

ギルマシ

ルスカシ

アレース

ポイル

ノ八人

以雁佛席園子姓者

フライト

ブロツク

クレスー

ロフウレ

グリボ

イノニ

ミシエル

ロエラン

ノ七人

乃之抄

午三月

製鉄所 大藏省

製鉄所

右沢名也

河 助

与 多 兼

全 以 郎

歌 左

志 多 情

由 名 郎

由 新

名 八 人

三十五年

一 法 令 格 八 名 宛

一日 議 事 格 宛

平 政 吏

一 八

同 差 人

十 月 格 七 名 宛

七日 議 事 格 宛

平 政 吏

重 次 郎

清 六

少 佐 人

直 次 郎

仙 右

七 右

同 差 人

一 月 格 五 名 宛

一日 議 事 格 宛

少 佐 人

志 心 新

横 濱 製 鐵 所

民 部 省

浮鋸方

長次郎

飛次郎

助八

新之郎

常松

廣吉

石次郎

三ノ年 主人

一 活方 括 友 宛

一日 主人 玄米 主 氏 宛

熊吉

新吉

菊次郎

赤六

梅吉

仙之助

三吉

光格 父

横須賀

民部

三月廿一日

一 陸合 格ハ為 宛

一日 亥未 是 殊 宛

清 助

重 吉

常 吉

忠 以 郎

月

一 月 格 五 為 宛

一日 亥未 月 以

三月廿七日

友 吉

平 吉 郎

月 廿 八 日

一 月 格 五 為 宛

一日 亥未 月 以

浪 吉

房 次 郎

仙 七 郎

水 吉 郎

沈 吉 郎

三月廿八日

通 汗 格 九 人

三月廿九日

横須賀 民部 省

右變

合人教五格四人

乃之目

午之月

横濱實業株式會社附行並同下并業
分取上開行並同後亦附彼我至小江并和丹銀音
寄煙所甚多外以今亦高人賃取用書

今上附行並

清 右

忠 三郎

義 六郎

一日

浪水振目宛
一月浪水振目宛

浪水振目宛
一月浪水振目宛

一月浪水振目宛

横濱實業 民部

會社附行集
美庫

一日
振替四廿五下宛
一月振替四廿五下宛

日
三
三席

日
積込費取戻入宛
日下打集

日
積込費取戻入宛
分三人

日
振込格目
分七席
分十席

日
振替六廿五下
政
右

日
振替四廿五下
製鉄所
分我至空室
清
右

日
積込費取戻入宛
日
積込費取戻入宛

分一廿月令
別及

日
世
吉

日
積込費取戻入宛
分四人

西鹿井
廿六子一附

新
治郎

一日
積込費取戻入宛
分五人

積込
世
右

お冊
燈
民部

横須賀
民部

製鉄所 大藏省

二月
令七拾五

了 新

日
令二拾五

日
安五郎

席名 燈名 燈名 燈名

日
令八拾五

令 新

日

令一拾五

日

知 地

市 五郎

横濱 製鉄所 内

日

令一拾五

福 五郎

三四

横濱 製鉄所 内
横濱 製鉄所 内

日
令一拾五

吉 郎 五郎

令一拾五

令四拾五

報三貫六百六拾月
以令二拾五

以令八拾五
以令八拾五

令一拾五

但 二月 五郎

横濱 製鉄所 民部

續台名簿

三五

傳習生位教師少中函西洋才五月分

教敷二十五名

三十五名

庚午五月
此字海心

洋派派五名

モックロヒヘー

高名月名

月名

ノルニエー

十名月名

月名

ウエワト

廿二名月名

五名七名五名

デニエー

二十名

月名

内名

夜敷

ヒラトル

横須賀

民部省

教教二千三反
洋銀五拾五文以下

町三井 教教之

ハスチアーン

合洋銀五拾五文以下

年四月廿八日推大丞及西引合所

横濱製鉄所内以雇洋人其家於清代
并 形之修復科 前洞高

去乙三月廿五年三月廿二日洞書

乙三月

合四子八拾五文以下

永貳百零七文以下

洋銀五拾五文以下

合三拾五文以下

此處凡修復科 凡
製法不附以重記其後
其加令承月八乙三月
三之

以修不以雇洋人於清代
在之分出入上壹度代

川五氣及取買加令
乙二月三月分

横濱製 民部 局

洋銀五拾五兩五拾八セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

乙六月

令格五兩七拾六セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

洋銀三兩九拾七兩七拾八セシト

青原代

乙七月

令格五兩七拾六セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

洋銀四兩四拾九兩七拾七セシト

砂置九兩五拾八

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

日有

令格六兩五拾九文六下

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

洋銀三兩七拾五セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

砂置九兩五拾八

乙九月

令格五兩七拾六セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

洋銀三兩九拾七兩七拾八セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

砂置九兩五拾八

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

日有

洋銀三兩五拾七兩七拾八セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

永八拾六文五下

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

砂置九兩五拾八

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

日有

令格五兩七拾六セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

洋銀三兩九拾七兩七拾八セシト

在廣運道貨棧度製
鉄小倉之文書也

日有

洋銀五百子九百貳拾四并五拾壹代毛

洋銀貳百七拾六并八拾貳四別

令四拾貳分永百貳拾壹文七此係佛人

內令四分永拾六文此係佛人

洋銀百貳拾肆并八拾壹此係佛人

內洋銀百貳拾肆并八拾壹此係佛人

令三百拾七并

內三百拾七并

洋銀貳百拾肆并拾壹此係佛人

內貳百拾肆并拾壹

此係佛人

洋銀三百拾六并五拾壹文

內洋銀三百拾六并五拾壹文

洋銀貳百貳拾肆并八拾壹文

內洋銀貳百貳拾肆并八拾壹文

此係佛人

此係佛人

令貳百五拾肆并五拾壹文

內令貳百五拾肆并五拾壹文

此係佛人

洋銀貳百八拾肆并拾壹文

合

四拾七セント但 金三拾

金引

洋銀八拾二兩子五五七拾五兩一五拾九セント

但此後之費凡因当言之ハ均ク物定極不
第ハ物價騰貴凡是々年分程ノ入費
取極下中存取

同新之内佛人給料

一 洋銀八拾八兩五拾兩

凡目当二
人取同拾五人

但佛人ハ雇本儀之儀佛玉取内ノ雇入

お成ル日ハ何々年々々極取ルル均々年

月不同取ルル均凡式々年分製鉄所取部

以事一々取取

取之介

七五七
朱子三首九拾兩

銀金三首三拾五兩五分

但製鉄所取内ノ同並取人ノ儀々々来取持

製鉄所取内ノ七介
取人取取取人

横須賀 民部

言屋敷の積り高き分は月

金取の積り高き分は月

積り高き分は月
川並に積り高き分は月
積り高き分は月
積り高き分は月
積り高き分は月

金取の積り高き分は月

積り高き分は月

海張の積り高き分は月

積り高き分は月

はセント七拾五セント

但

積り高き分は月

加個人の積り高き分は月

いゝ

四 金取の積り高き分は月

月張の積り高き分は月

拂海張の積り高き分は月

肉張

金取の積り高き分は月

海張の積り高き分は月

海張の積り高き分は月

積り高き分は月

付沢

金札五枚 永百文

傳明生控在少蔵和代
当年三月十五日同西延

金札四枚 永百文

傳明生控在少蔵和代
当年三月十五日同西延

金札一枚 永百文

此の同用用帳三法
永百文

金七枚 永百文

此の同用用帳三法
永百文

金札一枚 永百文

金札五枚 永百文

此の同用用帳三法
永百文

金札七枚 永百文

此の同用用帳三法
永百文

金札二枚 永百文

此の同用用帳三法
永百文

海張七拾三布 七拾四七下

代 佛人方、右、男上物

小江 金札七拾三布、七拾四七下、七拾五七下

少江 金札七拾三布、七拾四七下

金札七拾九布、七拾九七下

金札七拾九布、七拾九七下
所、七人、侯、浪、南、午
四月、小、七下

金札七拾九布、七拾九七下

五、佛、道、案、内、子、南
子、同、所

四、天

海張七拾九布、七拾九七下

五、佛、不、能、我、幸、以、少、進
少、人、金、庫、下、所、七、四、人
侯、浪、南、同、所

小江 金札七拾九布、七拾九七下、七拾九七下

前、同、所

金札百四拾六兩

横濱製鉄所、海張七拾九布、七拾九七下、七拾九七下
少、人、史、寺、人、同、所、七、四、人
三人、前、代、当、午、三、月
四月、金、庫、七、月、分

金札六兩

横濱製鉄所、海張七拾九布、七拾九七下、七拾九七下
少、佑、宿、代、当、午、四、月、分

小以金札百枚為支

前回の

金札五十枚為支

徳下金庫後此用之
目内借

金札五十枚

横濱製鉄所後此用之
墨料 当午四月分

横濱

洋銀六十元七拾七枚

横濱製鉄所後此用之
人給料 洋銀六十元七拾七枚

西海牙五月分

洋銀百枚為支

五拾セント

徳下金庫後此用之
此應佛人此用之

小以洋銀六十元七拾七枚

小以洋銀六十元七拾七枚

金札一百枚為支

房州野島製鉄所

洋銀五十枚為支

小以洋銀六十元七拾七枚

横濱製鉄所 民部

付込

金九三首と振書三分

不内帳原産と無清
臨時産物と云

洋銀振書

房州并 不内帳原産
此産佛人三首出法と云

洋銀四首

房州并 不内帳原産
此産佛人三首出法と云

洋銀振書

親言借帳と云者
佛人三首出法と云

洋銀三首と振書四首と振書

此帳原産
洋銀三首と云
振書四首と云

金九三首と振書五分と振書五分

洋銀三首と振書三分と振書三分

洋銀五分と振書五分と振書五分

右三通は并御定請掛の中の上

明治三十二年三月

志村出油堂主志村大伴

横須賀 民部

製鉄所 大藏省

福圓米お佑下

山只米お佑下

伴東米お佑下

大島米お佑下

米の書之通お遠無一也

山尾米お佑下

兵部米お佑下

イ
四
九

